

令和6年度 佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
1	補助対象者	小規模事業者の定義を教えてください。	以下に掲げるいずれかに該当する事業者をいいます。 ① おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者。 ② 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に掲げる者のうち、事業の継続が上記①に掲げる事業者の持続的発展に影響を与えると知事が認める事業者。
2	補助対象者	補助対象事業者については、地域や市町などが限定されているのか。	地域や市町などの限定はありません。
3	補助対象者	個人事業主でも、本補助金に申請することは可能ですか。	可能です。
4	補助対象者	特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人は対象ですか。	対象にはなりません。
5	補助対象者	同一人物が2つの事業を営んでいるのですが、それぞれの会社について申請することは可能ですか。	可能です。
6	補助対象事業	県外に所在する会社ですが、県内に所在する工場での事業は対象ですか。	県内に主たる事業所を有する中小企業の行う事業が補助対象ですので、対象外となります。
7	補助対象事業	同一事業に本補助金と他の補助金の両方を利用することはできますか。	同一費目に対する重複利用は認められません。
8	補助対象事業	すでに実施している事業を、本補助金の対象事業にすることは可能ですか。	すでに実施している事業は本補助金の補助対象事業とは認められません。
9	記入の仕方	従業員の範囲はどこまでですか。パート、アルバイト等も含まれますか。	常時使用する従業員です。契約社員、パート、アルバイトを含みます。
10	記入の仕方	従業員数はいつ時点のものを記載すればよいのでしょうか。また、何か証明する資料が必要ですか。	申請時の従業員数を記載してください。証明する資料等の提出の必要はありません。

令和6年度 佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
11	提出書類	事業継続計画（BCP）とはどういった計画ですか。	事業者が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段等を取り決めた計画のことをいいます。 提出にあたっては様式をHPに掲載していますので、そちらの様式に記載してください。
12	提出書類	事業継続力強化計画とはどういった計画ですか。	中小企業強靱化法に基づき、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を計画としてまとめ、経済産業大臣の認定を受けた計画をいいます。
13	提出書類	事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画は、経済産業大臣等の認定を受ける必要はありますか。	事業継続力強化計画を添付する場合は、経済産業大臣の認定を受けている必要があります。一方、事業継続計画（BCP）については、経済産業大臣等の認定の必要はありません。
14	提出書類	自然災害等による損害を補償する保険又は共済の加入を証する書類とはどういった書類ですか。	契約者、契約日、補償期間、保険の種類や内容といった情報が記載された保険証券などの写しをご提出ください。
15	提出書類	損害保険や共済に加入していませんが、申請は可能ですか。	未加入でも申請はできます。ただし、実績報告までに加入を行う旨の誓約書をご提出いただき、実績報告時に保険又は共済の加入を証する書類を提出する必要があります。
16	応募方法	補助金の応募方法を教えてください。	補助金の応募については、商工会議所又は商工会が窓口になっていますので、それぞれの地域を所管している商工会議所又は商工会を通じて応募をお願いします。
17	応募方法	商工会議所、商工会の会員でなければ応募できないのですか。	商工会議所、商工会の会員でなくとも応募は可能です。 ただし、会員でない場合でも、応募については事業所の所在地を所管している商工会議所又は商工会を通じて行っていただく必要があります。
18	事業の実施	補助事業に係る契約において留意すべき点はありますか。	補助事業に係る契約においては、補助事業の遂行上困難又は不相当である場合を除き、二者以上による見積り合わせを実施するなどして、単に利便性などで特定の業者を選定することがないようにしてください。
19	事業の実施	少額の契約についても二者以上の見積り合わせは必要ですか。	No. 16のとおり、原則として二者以上による見積り合わせが必要ですが、1件の予定金額が10万円未満の契約については、単一業者からの見積りで契約することができます。

令和6年度 佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金 Q & A

No.	分類	Q	A
20	事業の実施	補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類とはどのような書類ですか。	証拠書類については、各経費につき、見積書、納品書、請求書、領収書を原則揃えてください。 なお、一枚の証拠書類に対象経費と対象経費に該当しないものが含まれている場合、対象経費の金額がわかるように示してください。
21	補助対象経費	交付決定前に発注している経費は補助対象になりますか。	原則、交付決定前に発生した経費は補助の対象になりませんが、実施要領第4の2による事業実施計画の承認がなされており、かつ、交付決定前着手届を県に提出している場合は、交付決定前に事業に着手することができます。
22	補助対象経費	設備にはどのようなものが該当しますか。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一のうち「工具」及び「器具及び備品」を除いたもの並びに別表第二の「機械及び装置」が該当します。
23	補助対象経費	機械装置等の導入費には、設置等に要する経費は含まれますか。	送料等、設置等に係る経費も補助対象です。
24	補助対象経費	機械装置について、中古品は対象になりますか。	中古品は原則、対象となりません。
25	補助対象経費	機械装置について、修理に係る経費は対象になりますか。	機械装置の修理に係る経費は対象となりません。
26	補助対象経費	機械装置について、購入ではなくリースも対象ですか。	リースは対象となりません。
27	補助対象経費	防災・減災のための店舗、事務所等の改装費についても対象となりますか。	建物自体の改装に係る経費について、改装を行うことで防災・減災の効果が得られると認められる場合は補助対象となります。なお、もっぱら事業に用いる建物のみが対象です。また、施設の老朽化に伴う改修・修繕工事、耐震工事は対象となりません。
28	補助対象経費	防災・減災のための建物の嵩上げや塀の設置などの費用も対象となりますか。	防災・減災の効果が得られると認められる場合は補助対象となります。なお、もっぱら事業に用いる建物のみが対象です。

本Q&Aに記載されている内容は代表的な質問の一部です。ご不明な点は佐賀県産業政策課（0952-25-7585）までお問い合わせください。